

○一宮市まち・ひと・しごと創生寄附活用事業事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第13条の2に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する法人からの寄附に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附対象事業 法第5条第1項の規定により内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画に記載された同条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。
- (2) 寄附対象法人 市の区域内に主たる事務所又は事業所を有しない法人であり、かつ、青色申告書を提出している法人をいう。
- (3) 寄附金 寄附対象事業の実施のための費用として寄附対象法人が行う10万円以上の寄附金をいう。

(寄附金の申出)

第3条 寄附対象法人は、寄附金の申出を行おうとするときは、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）寄附申出書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(支払の要請)

第4条 市長は、前条の規定により寄附対象法人から申出がされた寄附金額のうち、当該申出がされた年度の寄附対象事業の実施に要する費用の範囲内で寄附金の支払を当該寄附対象法人に要請するものとする。

(寄附の受領等)

第5条 市長は、寄附金を受領したときは、その寄附をした寄附対象法人に対し、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第14条第1項に規定する当該寄附の額及びその受領した年月日を証する書面を交付するものとする。

2 市長は、寄附対象事業の事業費が確定する前に寄附金を受領した場合においては、事業費が確定した後に、寄附対象法人に対してまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る事業費確定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 市長は、次に掲げる場合においては、寄附金の受入れを拒否し、又は受領した寄附金を返還することができる。

- (1) 寄附金の受入れが公の秩序又は善良の風俗に反するものと認められるとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(寄附金台帳の作成)

第6条 市長は、寄附金の適正な管理を図るため、まち・ひと・しごと創生寄附金台帳（様式第3号）を作成しなければならない。

(公表)

第7条 市長は、寄附の内容及び当該寄附金を充当した事業の状況について、市公式ウェブサイト等に掲載する方法により公表するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施において必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月18日から施行し、令和2年8月21日から適用する。

(様式第1号)

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）寄附申出書

（あて先）一宮市長

「一宮市まち・ひと・しごと創生推進計画」を応援したいので、以下のとおり寄附を申し込めます。

		申出日	令和	年	月	日
法人番号(13桁)						
法人名						
代表者職/氏名	/					
本社所在地 (住所)	〒	—				
担当者所属/氏名	/					
連絡先電話番号						
E-mail	@					

寄附を希望する事業						
寄附いただける金額	円					

【ウェブサイト等における公開について、同意いただける項目に○をお願いします。】

法人名・所在地（市町村名）・寄附金額の公開	
法人名・所在地（市町村名）のみ公開	
公開しない（匿名）	

【その他、ご要望等がございましたらご記入ください。】

--

郵送：〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5番6号 一宮市役所総合政策部政策課
TEL：0586（28）8952 / FAX：0586（73）9128
E-mail：seisaku@city.ichinomiya.lg.jp

(様式第2号)

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る事業費確定通知書

令和 年 月 日

法人の名称及び代表者の氏名 殿

一宮市長 中野 正康

令和 年 月 日付けで貴社から寄附を受領した、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、令和 年度の事業費が確定しましたので、下記のとおり報告します。

記

1. 事業の名称

--

2. 確定した事業費及び当該事業に対する寄附の受領額

確定した事業費	円
当該事業に対する寄附の受領額	円
うち、貴社からの寄附の受領額	円

